

### 1. 西海市地域福祉推進会議設置条例

平成23年3月31日西海市条例第15号

(設置)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく西海市地域福祉計画を推進するとともに、福祉に関する情報の共有及び総合的な連携を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、西海市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 西海市地域福祉計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 西海市地域福祉計画の見直し及び策定に関すること。
- (3) 障がい者福祉、児童福祉及び高齢者福祉の各分野における情報、課題等に係る総合調整及び連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、西海市において地域福祉を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者福祉、児童福祉及び高齢者福祉の各分野において市が設置する専門会議の代表者
- (2) 社会福祉関係の施設又は事業者の代表者
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初の推進会議の会議は、市長が招集するものとする。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(関係人の出席等)

第6条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した関係人には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年西海市条例第40号）の規定に準じて実費弁償を支給する。  
(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）に定めるところによる。  
(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。  
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。  
(西海市地域福祉計画策定委員会設置条例の廃止)
  - 2 西海市地域福祉計画策定委員会設置条例（平成21年西海市条例第22号）は、廃止する。

## 2. 社会福祉法人西海市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 西海市が策定する地域福祉計画と一体となり、地域福祉の活動を推進するために、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、地域福祉活動計画策定評価委員会（以下「策定評価委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定評価委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関する事
- (2) 地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関する事
- (3) 地域福祉活動計画の評価に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉活動計画の推進に関する事

(組織)

第3条 策定評価委員会は、策定評価委員(以下「委員」という。)17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉等の施設又は事業所の関係者
- (3) 福祉団体の関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 地域住民の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、本会会長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長の選任は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定評価委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は、妨げない。

(会議)

第6条 策定評価委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合は、本会会長が招集する。

- 2 策定評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 策定評価委員会の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(委員の報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、本会の役員等の報酬及び費用弁償規程に定めるところにより支給する。

2 第6条第3項の規定により出席した関係人の日当及び旅費については、本会の役職員等の旅費支給規定に定めるところにより支給する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人西海市社会福祉協議会地区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱及び社会福祉法人西海市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員会設置要綱は、平成27年3月31日に廃止する。

3 この要綱は、平成27年11月2日に改正し、施行する。

### 3. 策定の経緯

#### (1) 地域福祉計画

開催日・期間	会議等	主な協議内容
令和2年1月30日 ～2月18日	地域福祉市民意識調査の実施	
令和2年8月6日 ～8月31日	地域福祉計画策定のための関係団体ヒアリング調査	
令和2年8月27日	第1回地域福祉推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問書の交付</li> <li>・ 計画の策定スケジュールについて</li> <li>・ 計画の策定に向けて               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉計画とは</li> <li>② 今回の改正で盛り込むべき事項</li> <li>③ 地域福祉市民意識調査報告書について</li> </ol> </li> </ul>
令和2年10月29日	第2回地域福祉推進会議 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期地域福祉計画の前半部分について               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 第1章 計画策定に当たって</li> <li>② 第2章 地域福祉を取り巻く状況</li> </ol> </li> </ul>
令和2年11月25日	地域福祉計画策定に係る基本施策等の内容確認説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉計画とは</li> <li>・ 基本目標、基本施策、具体的な取組の内容確認について               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 基本目標、基本施策、具体的な取組内容の確認、成果指標の設定見直しについて</li> <li>② 西海市第2期総合計画の「施策」との整合性について</li> <li>③ 内容確認等スケジュールについて</li> </ol> </li> </ul>
令和2年12月22日	第3回地域福祉推進会議 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定について               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉計画 第1章～第2章</li> <li>② 地域福祉計画 第3章～第5章</li> <li>③ 今後のスケジュール</li> </ol> </li> </ul>
令和3年1月13日 ～1月27日	パブリックコメント	
令和3年2月16日	第4回地域福祉推進会議 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントについて</li> <li>・ 第3期西海市地域福祉計画の策定について (計画書全体をとおして)</li> </ul>
令和3年2月25日	市長へ答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申書の提出</li> </ul>
随時	西海市社会福祉協議会との打合せ	地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定の手法</li> <li>・ スケジュール</li> <li>・ 基本理念、目標、施策の検討</li> </ul>

## (2) 地域福祉活動計画

開催日・期間	会議等	主な協議内容
令和2年6月26日 7月28日 8月28日 9月25日 10月9日 11月25日 12月7日 12月14日 令和3年1月19日 2月10日	作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期地域福祉活動計画の評価</li> <li>・第3期地域福祉活動計画について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①計画策定スケジュールについて</li> <li>②基本目標・基本施策・取組内容の検討</li> <li>③西海市地域福祉計画との整合性について</li> <li>④説明文の修正や見直し</li> <li>⑤概要版製作に係る修正や見直し</li> <li>⑥今後の取り組みについて</li> </ul> </li> </ul>
令和2年8月17日 9月14日 12月1日 12月21日 令和3年1月5日 1月18日 2月2日 2月15日	管理職会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期地域福祉活動計画の方向性について</li> <li>・作業部会検討内容の報告</li> <li>・地域福祉活動計画策定評価委員会の提出資料について</li> <li>・地域福祉活動計画策定評価委員会報告</li> </ul>
令和2年12月22日	第1回地域福祉活動計画策定評価委員会（書面審議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期地域福祉活動計画（素案）について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①第1章 計画策定に当たって</li> <li>②第2章 地域福祉を取り巻く状況</li> <li>③第3章 計画の基本理念と基本目標</li> <li>④第4章 施策・活動計画の展開</li> </ul> </li> </ul>
令和3年2月9日	第2回地域福祉活動計画策定評価委員会（リモート）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期地域福祉活動計画（素案）について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①変更・修正箇所の説明</li> <li>②地域福祉活動計画概要版の説明</li> <li>③全体を通しての意見交換</li> </ul> </li> </ul>
令和3年2月24日 3月24日	理事会・評議員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期地域福祉活動計画の策定（素案）について</li> </ul>
随時	西海市役所福祉課との打合せ	<p>地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定の手法</li> <li>・スケジュール</li> <li>・基本理念・目標・施策の検討</li> </ul>

#### 4. 西海市地域福祉推進会議委員名簿

令和2年8月1日現在

選出区分		所属団体等	氏名	役職
(1)	障がい者福祉、児童福祉及び高齢者福祉の各分野において市が設置する専門会議の代表者	要保護児童地域対策協議会	ヒライワ 平岩 かな	委員
		西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会	キタジマ アツロウ 北島 淳朗	副会長
		障がい者等自立支援協議会	フルシヨウ マサテル 古庄 正輝	委員
(2)	社会福祉関係の施設又は事業者の代表者	西海市福祉施設連絡協議会	イワクラ ミツヨシ 岩倉 光義	委員
(3)	社会福祉関係団体の代表者	西海市社会福祉協議会	ナカオ チカヨ 中尾 千佳子	委員
		西海市身体障害者福祉協会	オオタ ヒロユキ 太田 陽幸	委員
		西海市老人クラブ連合会	ヤマシタ ジュンイチロウ 山下 純一郎	委員
(4)	地域住民の代表者	西海市地域婦人会	クスモト キミコ 楠本 公子	委員
		西海市母子寡婦福祉会	キシカワ ジュンコ 岸川 順子	委員
		西海市手をつなぐ育成会	タガワ よし 田川 よし	委員
		西海市青少年育成協議会	アラキ テルミツ 荒木 昭満	委員
		西海市民生委員児童委員協議会連合会	ウラモト フミノ 浦本 文雄	委員
(5)	学識経験者	長崎国際大学教授	サカモト マサトシ 坂本 雅俊	◎会長
		西彼保健所	キグチ フジエ 木口 富士枝	委員
(6)	市長が適当と認める者	西海市行政区長連絡協議会	ムラタ トシオ 村田 利夫	委員

敬称略・順不同

## 5. 西海市地域福祉活動計画策定評価委員会委員名簿

(任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日)

選出区分		氏名	選出所管	所属	役職
(1)	学識経験者	サカモト マサトシ 坂本 雅俊		長崎国際大学	◎委員長
(2)	保健、医療、福祉等の施設又は事業所の関係者	ウツミ タカシ 内海 孝	西彼	原爆被爆者特別養護ホームかめだけ	委員
(3)	福祉団体の関係者	ヤマシタ ジュンイチロウ 山下 純一郎	西海	西海市老人クラブ連合会長	委員
		イソダ トクイチ 磯田 篤市	大島	西海市民生委員児童委員協議会連合副会長	委員
(4)	学校関係者	タニグチ クミヨ 谷口 久美子	西海	西海市校長会長(西海中学校)	委員
(5)	地域住民の代表者	イダ ヒロシ 井田 博	西彼	西彼地区行政区長会長	委員
		ツジ ミチユキ 辻 道行	西海	西海地区行政区長会長	委員
		ムラタ トシオ 村田 利夫	大島	大島地区行政区長会長	委員
		フクオカ アキカズ 福岡 昭和	崎戸	崎戸地区行政区長会長	副委員長
		ニシカワ ヒデトシ 西川 英俊	大瀬戸	大瀬戸地区行政区長会長	委員
(6)	本会会長が適当と認める者	ハヤシ ヒロユキ 林 浩之		西海市福祉課長	委員

敬称略・順不同

## 6. 用語解説

	用語	解説
あ	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染拡大の予防に向けて、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に取り入れた生活様式。
	ウェブサイト	企業などの団体が自身を紹介するため自ら構築したインターネットを使ったサイト。
か	介護予防サポーター	地域の高齢者が自主的・継続的に介護予防を実施していけるよう、実践の先導となる人材・ボランティア。
	寡婦	夫と死別又は離別し再婚していない女性。
	権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどがある高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数に相当するもの。人口を維持できる水準は2.07とされている。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進する活動。
さ	自主防災組織	自治会を中心として、日頃から風水害や地震等の防災に関する知識の普及や避難経路の確認・災害時の準備等について地域で取り組む組織。
	社会資源	福祉施設、ボランティア、行政機関、学校、隣近所、家族、知人、制度、法律など。
	消費者被害	年金や貯蓄など財産を狙った振り込め詐欺や架空請求による金銭的な被害。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方を対象として、財産の管理と身上の監護をするため、家庭裁判所から選任された後見人等が法律に基づき、本人に代わって、契約や手続き等を行い様々な生活支援を行う制度。
た	地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。
	地域福祉連絡会	行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員等で構成し、福祉情報の共有と地域の困りごとを早期発見し、解決を図る協議の場。

	用語	解説
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の実情に沿って「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」等を包括的に提供するための体制。また、地域共生社会の実現に向けて、対象者を高齢者に限らず、障がい者や子ども・子育て家庭等にも広げることができるよう、同システムの深化・進化が求められている。
	地域包括支援センター	高齢者の介護などの総合的な相談支援機関。保健師と社会福祉士、主任ケアマネジャーが常駐し、地域の介護や医療福祉関係者等と連携して、高齢者や家族の支援を行う機関。
な	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立した生活が営めるように、福祉サービスの利用援助、金銭管理などを行う事業。
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
は	福祉推進員	隣近所の目くばり・気くばりから地域の福祉課題を早期発見・解決につなぐため、西海市では約40世帯に1人を目安に行政区長の推薦により、社協会長が委嘱する福祉の推進者のこと。
	福祉体験	車椅子・アイマスク・高齢者疑似体験等を通じて、思いやりの心を育むこと。
	福祉団体	老人クラブ連合会、母子寡婦福祉会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、療育を考える会など。
	保護司	法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティア。保護観察官（専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力しながら、保護観察や犯罪予防活動等を行っている。
ま	民生委員・児童委員	地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係機関の業務へ協力する人。
や	ユニバーサルデザイン	障がいのある人を特別に対象とするのではなく、できるだけ多くの人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするというものづくりの考え方。
わ	わいわいサロン	高齢者の家庭への閉じこもりを防止し、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むため、地域の公民館等を利用して交流や生きがい活動を行う事業のこと。

## 7. 第2次西海市総合計画における細施策番号

### 基本目標1 誰もが必要な支援を受けられる地域を目指して

具体的な取組	総合計画における 細施策番号
(1) 日常の生活圏で問題を相談・解決できる仕組みをつくります	
①市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。	1-1-3-3 1-3-2-4 1-4-3-7
②問題の相談・発見・解決につなげられる地域包括ケアシステムを構築します。	3-2-2-1 3-2-2-2
③市民や地域の関係者が行う地域活動と連携し、地域における見守りネットワーク活動の充実を推進します。	1-3-2-3
(2) 福祉サービスの情報を総合的、迅速に提供できる仕組みをつくります	
①自治会や老人会などの集まりで、保健・医療・福祉に関する出前講座を開催します。	1-1-3-5 1-2-1-5 1-3-3-5 1-3-4-5 1-4-1-1
②保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。	1-1-4-1 1-2-1-5 1-2-4-2 1-4-3-8
③誰もが分かりやすい情報のバリアフリー化を進めます。	1-4-1-1 1-4-4-1
(3) 過疎集落等地域での福祉サービス利用方法の改善を進めます	
①高齢化率の高い集落や過疎地域の地域福祉連絡会との連携を図り、生活を守る福祉サービスの充実を努めます。	1-3-4-1 1-3-4-2 4-1-1-3
②多様な移動手段の確保・保障に努めます。	1-3-1-2 1-4-4-2 3-6-1-2
③離島地域の医療体制の確保に努めます。	3-2-1-3
(4) 福祉サービス利用者への支援、地域ぐるみの健康づくりへの支援を充実します	
①権利擁護のための成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知し利用を促進します。	1-3-2-5
②福祉サービスへの苦情に迅速に対応します。	
③必要に応じて福祉の専門職員や看護師、保健師などが地域に出向き、市民の健康と福祉を支援します。	1-2-1-2 1-2-1-4
④心の健康づくりを支援します。(新規)	1-2-1-7 1-5-2-4
⑤再犯防止の取組を進めます。(新規)	3-1-6-1
(5) 生活困窮者の自立支援を促進します	
①生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者の抱える問題に対して支援を行います。	3-3-4-1 3-3-4-2
②地域と様々な分野との連携を通じて生活困窮者を支援します。	3-3-4-3

## 基本目標2 安心して利用できる質の高い福祉サービスを目指して

具体的な取組	総合計画における 細施策番号
(1) 保健・医療・福祉の地域ネットワークをつくります	
①問題の相談・発見・解決につなげられる地域包括ケアシステムを構築します。【再掲1-(1)-②】	3-2-2-1 3-2-2-2
②障がいのある人・児童・高齢者など対象者別の専門職のネットワークを構築し、課題の迅速な解決に努めます。	1-1-3-3 1-3-2-4 1-4-3-7
③市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。【再掲1-(1)-①】	1-1-3-3 1-3-2-4 1-4-3-7
(2) 市内の専門職の研修・連携を支援します	
①対象者別単位の専門職ネットワークごとに、多職種連携を中心とした研修を支援します。	1-1-2-3 1-3-2-2 1-4-3-6
②専門職種ごとの活動、研修を支援します。	1-1-2-3 1-3-2-2 1-4-3-6
③地域における福祉人材の確保を支援します。	1-3-4-4

## 基本目標3 住民参加による地域福祉の促進を目指して

具体的な取組	総合計画における 細施策番号
(1) 地域福祉への理解を促進する活動を強化します	
①自治会や老人会などの集まりで、保健・医療・福祉に関する出前講座を開催します。【再掲1-(2)-①】	1-1-3-5 1-2-1-5 1-3-3-5 1-3-4-5 1-4-1-1
②保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。【再掲1-(2)-②】	1-1-4-1 1-2-1-5 1-2-4-2 1-4-3-8
③市内の小・中学校と連携し、子どもたちの福祉への理解を促進する活動を推進します。	1-4-1-1 1-5-1-3 1-5-2-1
④誰もが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	1-1-2-4 1-4-4-1 3-4-1-1 3-6-2-1 3-12-2-2

具体的な取組	総合計画における 細施策番号
(2) ボランティア活動を活性化し、地域の新たな支え合いをつくりだします	
①ボランティア活動に取り組む人材の確保・育成を進めます。	1-3-2-2 4-1-2-2
②市内の小・中学校と連携し、子どもたちのボランティア体験の機会を充実します。	1-5-2-1
③移動支援・買い物支援など、地域生活課題の解決に結び付くボランティア活動の創出を支援します。	4-1-2-1 4-1-2-3
④ボランティア団体等の活動を支援します。	4-1-2-1 4-1-2-3
⑤地域における様々な見守り活動を充実します。	1-3-2-3
(3) 地域に、ふれあい・交流の場となる拠点・活動をつくります	
①地域の交流拠点（広場）づくりを進めます。	1-3-1-5 3-11-1-1
②地域の様々な行事やイベント等の活性化を支援します。	1-1-1-8
(4) 公民協働で地域を支える基盤をつくります	
①保健・医療・福祉に関するサービスの情報提供に努めます。【再掲1-(2)-②】	1-1-4-1 1-2-1-5 1-2-4-2 1-4-3-8
②市内全域の福祉機関・専門職のネットワークの連携促進と、西海市地域福祉推進会議において、各分野における総合調整、連携について協議を深めます。【再掲1-(1)-①】	1-3-2-4
③市民協働による里づくりを推進します。	4-1-2-4 4-4-2-4

#### 基本目標4 安心して暮らせる地域を目指して

具体的な取組	総合計画における 細施策番号
(1) 災害時や緊急時の支援体制を確立します	
①「西海市地域防災計画」と連携し、「西海市避難行動要支援者避難支援計画」を地域福祉の視点から一層充実させます。	3-1-3-1
②災害時・緊急時の支援体制づくりに取り組みます。	3-1-2-2 3-1-3-2

---

## 第3期西海市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：西海市

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

発行年月：令和3年3月

### ■西海市

〒857-2392

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸壱浦郷 2222 番地

電話番号：0959-37-0069

F A X：0959-29-0050

URL <https://www.city.saikai.nagasaki.jp/>

### ■社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

〒851-3506

長崎県西海市西海町黒口郷 1477 番地 1

電話番号：0959-29-4081

F A X：0959-29-4082

URL <http://www.shakyo-saikai.jp/>

---